

第3期野洲市 地域福祉計画について

はじめに

野洲市が考える地域福祉計画

地域生活課題の把握と解決 = 生活困窮者等への支援

(※)地域生活課題とは・・・

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

○野洲市くらし支えあい条例(平成28年6月24日条例第20号)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(4) **生活困窮者等** 経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民をいう。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

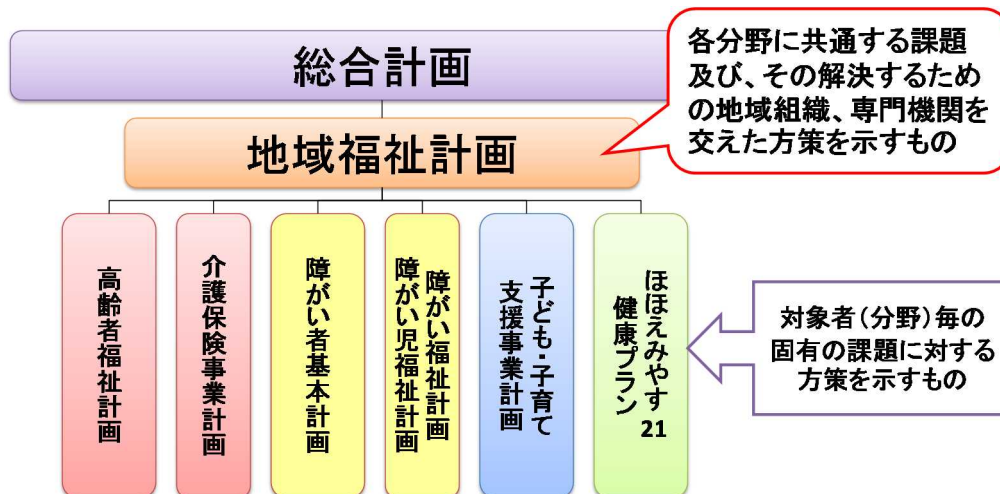
(2) 生活困窮者等に対しては、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建に資するよう、総合的に支援すること。

第3章 生活困窮者等への支援等

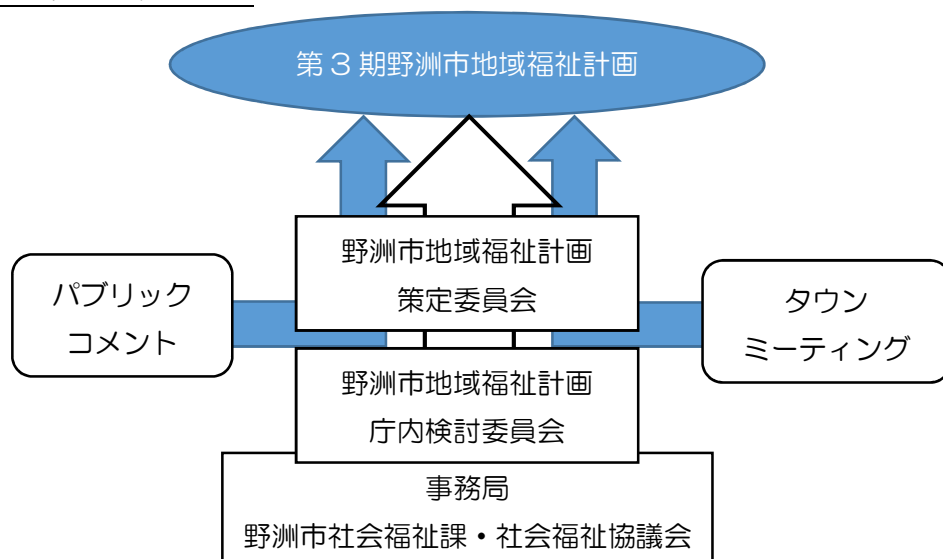
(生活困窮者等の発見)

第23条 市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。

- ・生活困窮者等への支援の中核 市民部 市民生活相談課
- ・生活保護や地域福祉計画の事務局 健康福祉部 社会福祉課



1、地域福祉計画の策定体制



※第3期より地域福祉活動計画（社協）の要素も取り入れ作成することに

①地域福祉計画策定委員（※資料1）

- (1) 学識経験を有する者（大学准教授）
- (2) 関係する団体を代表する者（分野別計画の代表）
- (3) 関係する行政機関の職員（市民部長・健康福祉部長）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者（一般公募委員2名）

②庁内検討委員会（※資料2）

委員長 健康福祉部長

委員 健康福祉部内政策監、次長以下、健康福祉部内の課長、市民部からも参加。
社会福祉協議会も外部委員として参加。

③専門部会

重層的支援体制整備事業について検討を行う専門部会。

庁内検討委員会の一部委員で構成。

③タウンミーティング（※資料4）

7月～9月を中心に18回開催 今後も開催予定。

④パブリックコメント

年末に実施予定。

⑥事務局会議

必要に応じ開催中。

2、スケジュール（※資料3）

3、課題

- ・計画自体の認知度が低い ⇒ キャッチコピー
- ・計画内容の重複 ⇒ 各計画がある分野においては各計画で執行管理等を行う
- ・執行管理ができていない ⇒ 策定委員等を外部評価委員として位置づけ毎年評価を行う

4、現在の計画内容

第3期野洲市地域福祉計画の基本理念等について (20200914時点)

基本理念(基本的な考え方)

旧「人がともに支えあい 安心して暮らせるまち やす」 ⇒
新「すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」

基本方針 (大事な2つのキーワード) **新設**

「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

基本目標

基本目標Ⅰ:ともに支えあう地域づくり ～市民の主体的な地域福祉活動の推進～	
I-①	安心して暮らせる地域づくり
I-②	地域の中の生きがい(役割)づくり (相互に認め合う関係づくり)

基本目標Ⅲ:地域と連携した福祉活動の推進	
Ⅲ-①	保健・医療・福祉等との連携
Ⅲ-②	市民・自治会・事業者・行政等の連携・協働

基本目標Ⅱ:地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～	
Ⅱ-①	断らない相談支援体制づくり
Ⅱ-②	必要な福祉サービスを届ける
Ⅱ-③	市民の権利を守る

 **重層的支援体制整備事業**

※進捗管理は別項目で設定。
各取組に小目標を設定し、具体的な
取組等を事務局で検討中。

第 3 期野洲市地域福祉計画策定委員名簿（令和 2 年 8 月 1 日時点）

区分	所属	氏名
1	(1)学識経験者 京都ノートルダム女子大学(准教授)	サカイ クミコ 酒井 久美子
2	(2)関係団体 (住民) 野洲市自治連合会	タケナミ カンジ 武浪 勤治(～R2.7.31)
3	(2)関係団体 (福祉団体) 野洲市社会福祉協議会	タチイリ ユキモト 立入 幸基
4	(2)関係団体 (地域) 野洲市民生委員児童委員協議会	ツジ ミキオ 辻 幹雄
5	(2)関係団体 (刑余者) 守山保護区野洲保護司会	タナカ オサム 田中 修
6	(2)関係団体 (こども) 児童関係 (子ども子育て支援事業計画他より)	ヤマグチ ケイコ 山口 桂子
7	(2)関係団体 (高齢) 高齢者関係 (高齢者保健福祉計画他より)	タナカ ヨウコ 田中 陽子
8	(2)関係団体 (障がい) 障がい関係 (障がい福祉計画他より)	アサダ クニヤス 浅田 邦保
9	(2)関係団体 (健康) 野洲市健康推進連絡協議会	マサモト ユキミツ 政本 幸三
10	(2)関係団体 (地域活動団体) 野洲市社会教育委員	ミズシマ サチコ 水島 左知子
11	(2)関係団体 (教育) 教育委員	アラカワ マチコ 荒川 眞知子
12	(4)一般公募 公募委員	イハラ シゲキ 石原 繁樹
13	(4)一般公募 公募委員	ミナミ アキコ 南 章子
14	(3)行政関係職員 野洲市市民部長	タナカ チハル 田中 千晴(～R2.3.31)
15	(3)行政関係職員 野洲市健康福祉部長	タカハシ ケンジ 高橋 謙二(～R2.3.31)
		ナガオ ケンジ 長尾 健治(R2.4.1～)
		ヨシダ タカシ 吉田 和司(R2.4.1～)

（事務局：野洲市健康福祉部社会福祉課、市民部市民生活相談課、野洲市社会福祉協議会）

<委員の構成> ※野洲市附属機関設置条例により 15 人以内

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体を代表する者
- (3) 関係する行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

<委員の任期>

令和 2 年 1 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日

第 3 期野洲市地域福祉計画 庁内検討委員会 メンバー

R2.4.1 現在

所属等		氏名	備考	
健康福祉部	部長	吉田 和司	(委員長)	
	政策監	赤坂 悦男	(副委員長)	
	次長	田中 英子	(副委員長)	
	次長	井狩 昭彦	(副委員長)	
	社会福祉課	課長	田中 明美	
	障がい者自立支援課	課長	山本 善亮	
	地域生活支援室	室長	西村 哲朗	
	発達支援センター	課長	田中 達男	
	こども課	課長	西村 一嘉	
	子育て家庭支援課 家庭児童相談室	課長	角 泰広	
	保険年金課	課長	磯口 みのり	
	高齢福祉課	課長	駒井 文昭	
	地域包括支援センター	所長	辻村 朗子	
	健康推進課	課長	山本 真由美	
子育て支援センター	所長	山本 純子		
市民部	市民生活相談課	市民部次長	※市民部長推薦	
	協働推進課	市民部次長		
外部	社会福祉協議会	事務局次長	水谷 威彦	関係機関として
		総務課 課長	高岡 季博	
		地域福祉課 課長	木村 恵理	
		課長補佐	富田 由紀子	
		在宅支援課 課長	久野 弥須男	

庶務：社会福祉課 宇都宮

これまでの経過と今後のスケジュール

時 期	内 容
令和元年	※以前は社協等との協議等実施
10月7日	<ul style="list-style-type: none"> • 部内会議 第3期地域福祉計画の策定に向けた進め方提示
11月18日	<ul style="list-style-type: none"> • 部内会議 庁内検討委員会の開催について
25日	<ul style="list-style-type: none"> • 庁内検討委員会（1回目） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期地域福祉計画の方向性の意見を求める ・ 策定委員の選出について協力依頼
25日～	<ul style="list-style-type: none"> • 地域福祉計画 HP 開設（アンケート開始） • 地域福祉計画策定委員の一般公募委員の募集 (R1.11.25～R1.12.20) ・ 市広報、HP、自立支援協議会等でお知らせ
12月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> • 庁内検討委員会（2回目）（内部研修会・内部協議） 講師 日本福祉大学 原田正樹教授（副学長） 対象 市民生活総合支援推進委員会委員、 地域福祉計画庁内検討委員、社会福祉協議会、酒井先生
令和2年	
1月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> • 公開研修会の実施 講師 日本福祉大学 原田正樹教授（副学長） 内容 「新たな時代に対応した地域の福祉を進めるために」 ～地域生活課題の考え方～ 対象 自治会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、酒井先生 市民生活総合支援推進委員会委員、庁内検討委員、
1月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> • 策定委員会（1回目） 第3期地域福祉計画の概要 策定委員会の役割とタウンミーティング等
2月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> • 庁内検討委員会（3回目） 設置規定の改正、地域福祉計画と地域福祉活動計画について 第2期計画の平成31年度の評価 新たな事業に関する専門部会の設置について
3月	<ul style="list-style-type: none"> • 専門部会（1回目）

令和2年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング業者の選定・契約
4月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティング・団体聴取 ⇒4～6月中止 7月から順次開催 20回程度実施予定 自治会単位や民生委員等関係団体の聴取を実施
5月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会(2回目) ⇒延期 メーリングリストによる検討に
6月5日(金) 19日(金) 22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法の改正 可決成立 12日公布 ・専門部会(2回目) ・策定委員会(2回目) 第2期地域福祉計画の評価、タウンミーティングの進捗 基本目標等の確定
7月 8日(水) 31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会(3回目) ・専門部会(4回目)
8月11日(火) 25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・部内会議 ・庁内検討委員会(4回目) 重層的支援体制整備事業について
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会(5回目～)
11月9日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会(3回目) タウンミーティングでの意見整理等、素案の確定
11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・11月議会にて議会基本条例の改正(議決案件に)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会(4回目) パブリックコメントに向けた計画案の確定 今後の進捗管理について
12月～1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画策定校了、パブリックコメントを実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・2月議会にて議決予定
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・最終完成、印刷、公表

地域福祉計画策定のための タウンミーティングのお願い！

～10年後の野洲市について、一緒に考えてみませんか？～

野洲市のいい
ところは…

最近困っている
ことがあって…



10年後の私たち
のまちは…

私の役割・活躍で
できることは…

現在、野洲市では第3期野洲市地域福祉計画の策定を進めています。

地域福祉計画で考える「福祉」の範囲は「いだんのくらしのしあわせ」というように、市民のみなさん全員に関係する範囲として捉えて考える計画です。

そのため、みなさんのご意見を計画に反映させるため、みなさんからのご意見をたくさん集めたいと考えています。

各団体やクラブなど、みなさんが集まる会議や集会等のお時間を少し頂戴して、地域福祉計画についてタウンミーティングを開催していただくことはできないか、ご協力いただける団体等を探しています。

タウンミーティングと言っても、何か特別な準備が必要なものではなく、10年後の野洲市についてみんなで話しをしてもらえればと考えています。

お手数をおかけしますが、ご協力いただける団体等のみなさまは下記の連絡先までお知らせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※30分～60分程度で考えています。必要物品等は全て持参します。

タウンミーティングテーマ 社会の4つの窓

①野洲市のいいところは？

③10年後の野洲市は
どうなっていてほしい？

②生活している中で
困ったことは？

④10年後の野洲市の
ために私ができることは？



<連絡・問合せ先>

野洲市役所 健康福祉部社会福祉課 地域福祉担当
〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1
電話：077-587-6024 Fax：077-586-2177
メール：syakai@city.yasu.lg.jp

野洲市第3期地域福祉計画？

社会福祉法第107条に位置づけられている市町村地域福祉計画について、社会福祉課において第3期地域福祉計画の策定を進めています。

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、**地域生活課題**を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

第1期は平成19年～平成25年、第2期は平成26年～令和2年をそれぞれの期間とし、今回、令和3年からの第3期計画を検討しています。



(※)地域生活課題とは…

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

10年後の野洲市を見据えて、みなさんと
「おたがいさま」と「少しのおせっかい」
をどうやって広げていくかを考える計画です。

タウンミーティングテーマ 社会の4つの窓

①野洲市の
いいところは？

③10年後の野洲市は
どうなっていて
ほしい？

②生活している中で
困ったことは？

④10年後の野洲市の
ために私ができる
ことは？

＜タウンミーティングの手順＞

- ・ 小グループ3～5名程度に分かれます
- ・ 1人4枚の付箋を配ります
- ・ ①から順に各テーマについて話し合います
- ・ その際、1テーマ1人1意見を付箋に記入し貼付けます
- ・ グループ発表等を行います

野洲市ホームページでもご意見をお寄せいただけます！
まずはホームページをチェック！



第3期野洲市地域福祉計画

検索

